

＊北海道公報

発行 北 海 道
(総務部法制文書課)
電話 011 - 231 - 4111
(内線 22-271)
FAX 011 - 232 - 1385
印刷 富士プリント(株)

目 次 ページ

規 則

○北海道職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則..... (人材育成課) 1

公 布 さ れ た 規 則 の あ ら ま し

北海道職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則 (規則第64号)

1 趣旨

雇用対策法施行規則等の改正に伴い、特定職種受講手当等について所要の改正を行うこととするため、この規則を制定することとした。

2 内容

- (1) 特定職種受講手当を廃止することとした (第2条関係)。
- (2) 受講手当の日額を600円から500円に引き下げることとした (第6条第2項関係)。

3 施行期日

この規則は、平成15年5月1日から施行することとした。

規 則

北海道職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年4月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第64号

北海道職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則

北海道職業訓練手当支給規則 (昭和41年北海道規則第107号) の一部を次のように改正する。

第2条中「、特定職種受講手当」を削る。

第3条第1項第9号中「第5条第1項」を「第6条第1項」に改める。

第6条第2項中「600円」を「500円」に改め、同条中第3項及び第4項を削り、第5項を第3項とし、同条第6項第1号中「第8項」を「第6項」に改め、同項を同条第4項とし、

同条中第7項を第5項とし、第8項を第6項とし、同条第9項中「第6項」を「第4項」に改め、同項を同条第7項とする。

別表第3を削る。

別記第1号様式その1中

技 能 習 得 手 当	
受講手当	特定職種 受講手当

を

技能習得手当(受講手当) に、

基本手当	技 能 習 得 手 当		寄宿手当
	受講手当	特定職種 受講手当	

を

基 本 手 当	技能習得手当 (受講手当)	寄 宿 手 当

に改める。

別記第2号様式中

技 能 習 得 手 当	受講手当		
	特定職種 受講手当		
	通所手当		

を

4月23日から6月30日は「いなかとよみどりぎやまがえりくつ運動」の特別推進期間です。

技能 習得 手当	受講手当		
	通所手当		

に改

める。

別記第3号様式中「に基づき」を「により」に、

基 本 手 当		技 能 習 得 手 当					寄 宿 手 当		合 計 金 額
日 数	金 額	受 講 手 当		特定職種受講手当		通所手当	減数額日	金 額	
		日数	金 額	減額日数	金 額	金 額			

を

基 本 手 当		技 能 習 得 手 当			寄 宿 手 当		合 計 金 額
日 数	金 額	受 講 手 当		通所手当	減 額	金 額	
		日 数	金 額	金 額	日 数		

に改

める。

附 則

- この規則は、平成15年5月1日から施行する。
- この規則による改正後の北海道職業訓練手当支給規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、この規則の施行の日以後の職業訓練に係る訓練手当について適用し、同日前の職業訓練に係る訓練手当については、なお従前の例による。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道職業訓練手当支給規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。